

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 19 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 國廣 政則

記

1 令和 2 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 2 年 11 月 30 日付け 2 那監第 1139 号 (社会教育課分)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 市主催行事における補助金交付のあり方について</p> <p>(1) スポーツ行事</p> <p>①水泳競技大会補助金 主催：那珂川市・市教育委員会・市体育協会 主管：水泳競技大会実行委員会</p> <p>②健康スポーツフェスタ補助金 主催：那珂川市・市教育委員会・市体育協会 主管：健康スポーツフェスタ実行委員会</p> <p>③走ろう大会補助金 主催：那珂川市・市教育委員会・市体育協会 主管：走ろう大会実行委員会</p>	<p>1 市主催行事における補助金交付のあり方について</p> <p>(1) スポーツ行事 定期監査の指摘に基づき、課内にて対応を検討。措置状況については下記のとおりである。</p> <p>① 水泳競技大会 (令和 3 年度報告済)</p> <p>② 健康スポーツフェスタ 令和 5 年度より主管を健康スポーツフェスタ実行委員会から体育協会に変更し実施。</p>

<p>補助金とは地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公営上の必要性を認めた場合に支出するものである。</p> <p>本市においては、市が行うべき事業（市主催事業）を団体もしくは実行委員会に補助金を交付して実施している場合が少なくないが、市の主催であれば報償費、委託料あるいは負担金といった支出科目が適当である。</p> <p>上記（1）のスポーツ行事については、補助事業ではなく、委託事業として実施する方法を検討されたい。</p> <p>2 契約保証金の減免について</p> <p>契約保証金を免除できる場合が、市契約規則第34条第1項に規定されている。</p> <p>地域学校協働活動運営業務委託他4業務が、第7号「随意契約による場合で、契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。」を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、同号は業者の信頼性ではなく、その業務自体が納付させる必要がない場合の条項であり、同号の事由を適用して契約保証金を減免することは不適切であり、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>③ 走ろう大会補助金</p> <p>体育協会主催で走ろう大会を実施する方向で進める。</p> <p>2 契約保証金の減免について (令和3年度報告済)</p>
--	--